

東京大学グローバルキャンパス推進本部内規

平成30年3月29日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置される東京大学グローバルキャンパス推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、本学におけるグローバルキャンパスの実現を目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における国際戦略の企画立案に関すること。
- (2) 海外の大学等との研究者・学生交流に関すること。
- (3) 留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に関すること。
- (4) 学内の国際化教育の基盤の整備及び推進に関すること。
- (5) 日本語教育に関すること。
- (6) その他グローバルキャンパスの実現に資すること。

(組織)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部に、次に掲げる室及びセンターを置く。

- (1) 国際企画戦略室
- (2) 国際化教育支援室
- (3) 日本語教育センター

3 室及びセンターの組織及び運営については、別に定める。

(本部長)

第5条 本部長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長)

第6条 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(海外事務所)

第7条 本部に、海外との学術交流及び学生交流を推進するための全学的な海外拠点として、次に掲げる海外事務所を置く。

- (1) インド事務所
- (2) ソウル国立大学事務所

(運営会議)

第8条 本部に、第3条の業務に関する基本方針及び重要事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営については、本部長が別に定める。

(事務)

第9条 本部の事務は、本部国際戦略課及び本部国際交流課の協力を得て本部国際支援課が処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。